

岡山県税条例等の一部を改正する条例 【条例】 ○ 岡山県税条例等の一部を改正する条例 【解説】 ○ 公布した条例の解説		目次	岡山県公報	
			発行 岡山県	
				
総務学事課		担当課（室）	目次	
			担当課（室）	

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十九条第一項本文の規定により知事が処分した岡山県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第三十二号

岡山県税条例等の一部を改正する条例

（岡山県税条例の一部改正）

第一条 岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「同条第五十八項」を「同条第六十項」に改める。

第四十三条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号ロ中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業（」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）及び保険業」を「（以下この節において「導管ガス供給業」という。）」、保険業並びに貿易保険業」に改め、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者（同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業（同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第四十五条第二項及び第四十七条第四項において「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第四十三条の二第八項の表第四十七条第一項第一号及び第四項第一号、第四十九条の二第二項及び第四項並びに第五十条の二第一項の項中「及び第四項第一号」を削り、同表第四十七条第一項第三号及び第四項第三号の項中「及び第四項第三号」を削り、同表第四十七条第四項の項中「第四十七条第四項」を「第四十七条第五項」に改め、同項の次に次のように加える。

第四十七条第五項第二号	特別法人以外の法人	特別法人以外の法人（第四十三条第一項第一号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
-------------	-----------	---

第四十三条の二第八項の表第四十九条第一項の項中「掲げる事業」を「同項第二号に掲げる事業」に改める。

第四十五条第二項中「及び保険業」を「（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。以下この節において同じ。）」、保険業及び貿易保険業」に改める。

第四十七条第一項中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に、「第四項」を「第五項」に

改め、同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により」を削り、「を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる」を「に百分の一の」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同項第二号中「第七十二条の二十四の七第六項」を「第七十二条の二十四の七第七項」に改め、同条第二項中「ガス供給業及び保険業」を「導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業」に改め、同条中第五項を第六項とし、同条第四項中「もの」の下に「第四十三条第一項第一号イに掲げる法人を除く。」を加え、第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八の率を乗じて得た金額

二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七の率を乗じて得た金額

三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二の率を乗じて得た金額

第四十九条第一項中「同項第三号イに掲げる法人」の下に「若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「又は同号ロ」を「又は同項第三号ロ」に改める。

第五十条の二第二項中「法人」の下に「並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加える。

第五十八条の四中「第七十三条の十四第十一項から第十三項まで」を「第七十三条の十四第十二項から第十四項まで」に改める。

第六十六条に次の一項を加える。

7 知事は、第一項から第三項までの規定による申請又は第五項前段若しくは同項後段の申告がなかつた場合においても、当該土地の取得が第一項から第三項までに規定する要件に該当すると認められるときは、第五項の規定にかかわらず、第一項から第三項までの規定を適用することができる。

附則第十四条の二中「同条第四十二項（同条第四十五項及び第四十六項）を「同条第四十三項（同条第四十七項及び第四十八項）」に改める。

附則第十四条の二の二中「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「前項第二号」を「前項第一号」に改める。

附則第十四条の六中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十九条及び第二十条を次のように改める。

（博覧会の用に供する家屋等に係る特例）

第十九条 公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会が、法附則第十条の二に規定する博覧会（以下この条において「博覧会」という。）の終了の日から六月を経過する日において博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋又は博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋を所有しているときは、同日においてこれらの家屋の取得があつたものとみなし、これらの家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

第二十条 削除

（岡山県税条例等の一部を改正する条例附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第一条の規定による改正前の岡山県税条例の一部改正）

第二条 岡山県税条例等の一部を改正する条例（令和二年岡山県条例第四十四号）附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第一条の規定による改正前の岡山県税条例の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号ロ中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業（」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）及び保険業」を「（以下この節において「導管ガス供給業」という。）」、保険業並びに貿易保険業」に改め、同条第三号中「及び同項第十四号」を「、同項第十四号」に改め、「発電事業等」という。）」の下に「及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（以下この節において「特定卸供給事業」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者（同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業（同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第四十五条第二項及び第四十七条第四項において「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第四十三条の二第八項の表第四十七条第一項第一号及び第四項第一号、第四十九条の二第二項及び第四項並びに第五十条の二第一項の項中「及び第四項第一号」を削り、同表第四十七条第一項第三号及び第四項第三号の項中「及び第四項第三号」を削り、同表第四十七条第四項の項中「第四十七条第四項」を「第四十七条第五項」に改め、同項の次に次のように加える。

第四十七条第五項第二号	特別法人以外の法人	特別法人以外の法人（第四十三条第一項第一号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
-------------	-----------	---

第四十三条の二第八項の表第四十九条第一項の項中「掲げる事業」を「同項第二号に掲げる事業」に改める。

第四十五条第二項中「及び保険業」を「（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。以下この節において同じ。）」、保険業及び貿易保険業」に改める。

第四十七条第一項中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により」を削り、「を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる」を「に百分の一の」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、

同号ハの表を削り、同項第二号中「第七十二条の二十四の七第六項」を「第七十二条の二十四の七第七項」に改め、同条第二項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に、「ガス供給業及び保険業」を「導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業」に改め、同条第三項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改め、同条中第五項を第六項とし、同条第四項中「もの」の下に「(第四十三条第一項第一号に掲げる法人を除く。)」を加え、第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八の率を乗じて得た金額
二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七の率を乗じて得た金額
三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二の率を乗じて得た金額
第四十九条第一項中「同項第三号に掲げる法人」の下に「若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「又は同号ロ」を「又は同項第三号ロ」に改める。

第五十条の二第一項中「法人」の下に「並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加える。

附則 附則第十四条の二の二中「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「前項第二号」を「前項第一号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(法人の県民税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の岡山県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

3 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 次項に定めるものを除き、第二条の規定による改正後の岡山県税条例等の一部を改正する条例附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第一条の規定による改正前の岡山県税条例(以下「新令和二年改正前条例」という。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

5 新令和二年改正前条例第四十三条第一項第三号並びに第四十七条第二項(同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事

業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

6 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(解説)

- ◎ 岡山県税条例等の一部を改正する条例について
地方税法の一部改正に伴い、ガス供給業のうち特定ガス供給業等に係る法人の事業税の課税方式の見直しを行う等所要の改正を行うものである。